## 産業建設委員会会議録

日時 令和2年12月15日(火曜日)

午前10時開会 午前11時30分閉会

場所 第1委員会室

日程

- 1開会
- 2委員長挨拶
- 3協議・説明事項
- 4 閉会

出席委員(8名)

委員長 勝田達也

副委員長 小坂博

委員 内田卓男

委員 柏村忠志

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 栁澤明

委員 平石勝司

欠席委員(0名)

説明のため出席した者(13名)

 副市長
 栗原
 正夫

 建設部長
 岡田
 美徳

 道路管理課長
 浅岡
 武徳

 道路建設課長
 草間
 正志

 住宅営繕課長
 皆藤
 秀宏

 公園街路課長
 室町
 和徳

 意見陳述人
 飯田
 功

都市計画課長飯泉貴史下水道課長和田利昭水道課長黒須清一

船沢 一郎

羽成 健之

亨

佐藤

都市産業部長

商工観光課長

農林水産課長

事務局職員出席者 松本 裕司

## 傍聴者 2名(男2人女0人) 議員 田子優奈

○勝田委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日は、当委員会へ付託されました陳情について、陳情者から意見陳述の希望がありました。陳述をする方にお越しいただいておりますので、議案の審査に入る前に、陳述の審査を行いたいと思います。それでは、受理番号7新川5号橋(常陽橋)存続に関する陳情書を議題とします。はじめに、陳情された方に、意見陳述をしていただきます。意見陳述者におかれましては、陳情の内容から逸脱することなく、概要を述べていただきます。なお、陳述の時間は、10分以内としてください。それでは、意見陳述を始めてください。

○陳述人 皆さん、おはようございます。今回のこの機会をいただきまして、本当にあ りがとうございます。私は,立田町の地区長をしております飯田功と申します。これよ り,新川5号橋,常陽存続に関する供述を行います。最初に趣旨について,新川5号橋, 常陽橋は、元常陽新聞社の社屋前に架かる木の橋でしたが、数年前に上部を撤去したま まの状態が続いております。このまま廃止になる可能性がありますので,長年新川6号 橋、立田橋と同様、真鍋側に渡るための手段として親しまれた橋の存続をお願い申し上 げます。さらに、仮に新川6号橋、立田橋が補強修理で通行止めになれば、国道と田中 側の橋まで迂回することになりますので、早期の復旧も重ねてお願い申し上げます。新 川6号橋、立田橋の場所は、お手元の資料のとおりですので、御覧ください。立田町と 真鍋町の間に流れる新川に架かる橋でございます。新川5号橋,常陽橋,新川6号橋, 立田橋の現状について、お話しします。参考に補足資料の写真を御覧ください。新川5 号橋、常陽橋については、老朽化により上部が撤去され、橋脚のみが残っている状態で す。新川6号橋,立田橋は全体に劣化が進み,アスファルト部分に亀裂や凹みが発生し ております。最後ですが、なお真鍋側の川沿いの道が一方通行であることから、新川5 号橋,常陽橋,新川6号橋,立田橋は,生活道路の一部として多くの方が利用していま す。また、現在真鍋地区においては宅地造成が進み、今後も新川に架かる橋の需要は増 えることと思われます。このようなことから、新川5号橋、常陽橋の存続を強くお願い いたします。以上でございます。

- ○勝田委員長 ありがとうございました。審査に入る前に、委員の方から陳述者に質問することはありますか。
- ○矢口委員 質問します。5号橋と立田橋は別の話でよいですか。
- ○陳述人 常陽橋は5号橋のことです。前は、常陽新聞があった前の橋です。立田橋というのは今の6号橋です。6号橋においては、今月の22日から補修をしていただける

連絡が入りました。

- ○**欠口委員** どちらも車は通れるんですか。
- **○陳述人** 6号橋は、車が通行できます。5号橋は、撤去されているので橋脚だけが残っているのみです。
- ○矢口委員 分かりました。
- ○勝田委員長 他にございますか。
- ○柏村委員 新川は、管理はどこですか。河川の管理は。
- ○小坂委員 その質問は、陳情者にする質問ではない。
- ○柏村委員 今,飯田さんがおっしゃっている河川の管理が一級だったら県でしょう。 であれば、県が直す義務があるのではないかと思って質問した訳です。
- ○栁澤委員 今は飯田さんにする時間なんだよ。分かんないから、それは。後で執行部に聞いたらいいでしょう。陳情者に対する質問の時間だから。
- ○勝田委員長 他にございますでしょうか。
- ○栁澤委員 常陽橋と立田橋の間隔は何メートル位ですかね。イメージとしては100 メーター位なんですけれど。
- **○陳述人** 300メートル位あります。
- ○栁澤委員 そんなにありますか。どうしてもこれは2本ないと、日常の生活に不便を きたしてしまうという事ですね。
- ○陳述人 先ほどのように、今真鍋地区の方の需要が拡大しております。
- ○**栁澤委員** この件について、かつて執行部と話をしたことがあるんです。しばらく前に。ただ、架け替える方向だよねという話はしていたんですよ。ですから、これは陳情をいただいたんですが、良い方向に行くんじゃないでしょうかね。時間的にはどのくらいか分からないけれども、お金の問題だから。
- ○勝田委員長 これから審査を行います。陳述者は、傍聴席へ御移動していただいてよろしいでしょうか。

(陳述人移動)

- **○勝田委員長** それではこれから審査を行います。委員の方から御意見があればいかがでしょうか。
- ○柏村委員 理解していなくて申し訳ないのですが、あれが県であれば、そこに附属するものは、責任があるのかなと思って先程伺ったのです。両脇は市道があって、その前に昔あそこの桜を切ったんですね、それで私は猛反対でした。大きな車が通らないとか、いろいろ言って、大丈夫ですよ、すぐ桜が立ち直りますからと言われましたが、全然立ち直ってないじゃないですかね。それにまんまと乗っかっちゃって、そのまま矛を収めた記憶があるんですけどね。今の話ですが、市道は橋をやる義務があるという理解でよ

ろしいでしょうか。分かりました。

○勝田委員長 他にございますでしょうか、よろしいですか。それではなきようであれば採決をいたします。本陳情を採択とする方は、挙手をお願いします。

(賛成者举手)

○勝田委員長 ありがとうございました。全員賛成ということで、採択とさせていただきます。付託されました陳情の審査は、以上となります。この後、暫時休憩とし、休憩後は産業建設分科会に付託された一般会計補正予算から再開したいと存じます。

(10時20分休憩)

(10時40分再開)

○勝田委員長 それでは再開させていただきます。議案第76号令和2年度土浦市下水 道事業会計補正予算(第2回)について、執行部から説明願います。

○和田下水道課長 下水道課でございます。議案第76号令和2年度土浦市下水道事業 会計補正予算(第2回)でございます。はじめに、補正内容について御説明させていた だきます。このたびの補正の案件は、4点でございます。1点目は、人事異動などに伴 う人件費の補正,2点目は,市内8箇所に設置されております,雨水ポンプ場及び,2 箇所の汚水中継ポンプ場の電気料につきまして、年明け以降に不足となる見込みから増 額をお願いするものでございます。3点目は、本年7月に大畑地内の国道125号バイ パスの歩道箇所で発生しました下水道管渠の破損による陥没事故に関して、早期の改修 工事の着手に向けた増額補正をお願いするほか、4点目としまして、毎年小中学校の夏 休み期間に実施しておりました下水道促進コンクールが新型コロナウィルス感染拡大の 影響によって中止となり、開催経費が減となりましたことから、それぞれの事業に関し て補正をお願いするものでございます。補正額の詳細につきましては、議案書ナンバー 1の117ページから118ページの事項別明細書にて御説明させていただきます。は じめに、117ページをお願いいたします。こちらの資料は、下水道事業会計における、 収益的収入及び支出の一覧でございます。上側の収入につきましては、先程議案第72 号の一般会計補正予算において御説明させていただきました都市計画総務費からの繰出 し分について,2項営業外収益の3目他会計補助金として繰り入れるものでございます。 続きまして、下側の表の支出でございますが、1項営業費用の2目ポンプ場費は、雨水 及び汚水ポンプ場の合計10箇所分における電気料の増額でございます。続いて、5目 の総係費は、職員の給料・手当など、人件費の補正でございます。続いて、7目の水洗化 普及費は、下水道促進コンクールの中止に伴う開催経費の減額でございます。収益的収 支については、以上でございます。続きまして、118ページをお願いいたします。資 本的収入及び支出の事項別明細書でございます。おそれ入りますが、はじめに、下側の 支出の表をお願いします。資本的支出における1項建設改良費の1目管渠費の補正につ

きまして, 1節から7節までが人事異動などに伴う人件費の補正でございます。また, 18節の工事請負費は、大畑地内において、経年劣化により腐食した管渠の改修工事に 要する経費でございます。続いて、上側の表にお戻りいただきまして、収入の1項1目 企業債は、公共下水道事業債でございまして、大畑地内の腐食管渠の改修工事にかかる 経費の企業債借り入れでございます。おそれ入りますが、113ページにお戻り願いま す。113ページは、下水道事業会計予算の収支に関する条項でございます。条文の第 2条は、補正に伴い収益的収入及び支出において、該当科目の予算額を改めるものでご ざいます。続いて,第3条につきましても,補正に伴った資本的収入及び支出の予算額 をそれぞれ改めるものでございます。続きまして、114ページをお願いします。上の 段の第4条は、老朽管渠の改修工事における建設改良費の補正に伴い企業債の起債額を 改めるものでございます。続いて、第5条は、人事異動などに伴う職員の給与など人件 費補正分の改定でございます。続いて、第6条につきましては、他会計補助金が増額と なるため、一般会計からの繰入額を改めるものでございます。また、第7条の利益余剰 金の処分につきましては、当初予算において、資本的収入からの支出に不足が生じた際 には、昨年度からの引継ぎ金などにより補てんするものとありましたが、支出額に不足 が生じませんでしたことから、利益余剰金の処分に関する条項について削除するもので ございます。なお、115ページの収益的収支と116ページの資本的収支の実施計画 一覧は、先程御説明いたしました、事項別明細書からの資料でございます。また、11 9ページから121ページは、職員の人件費補正に関する資料及び122ページは、公 共下水道事業における企業債償還に関する資料でございます。下水道課の説明は,以上 でございますので,よろしくお願いします。

○勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第76号令和2年度土浦市下水道事業会計補 正予算(第2回)は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第76号は、原案どおり決しました。 続いて議案第77号令和2年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)について、執行 部から説明願います。
- ○黒須水道課長 水道課でございます。議案書123ページをお願いします。議案第77号令和2年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)について、説明いたします。今回の補正は、本年4月と10月の人事異動及び人事院勧告に準拠した人件費の補正で、水道事業費用は833万2千円の増、資本的支出は106万8千円の減、合計726万

4千円の増額補正をお願いするものでございます。説明は、以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第77号令和2年度土浦市水道事業会計補正 予算(第1回)は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第77号は、原案どおり決しました。 続いて議案第86号土浦市農業センターの指定管理者の指定について、執行部から説明 願います。
- ○佐藤農林水産課長 議案第86号土浦市農業センターの指定管理者の指定について御説明いたします。債務負担行為でも御説明させていただきましたが、指定管理期間満了に伴います指定管理の指定でございまして、土浦市農業公社に引き続き指定管理者を指定させていただくものです。指定管理期間は、令和5年度までの3年間の指定とさせていただくものでございます。説明は、以上でございます。
- **○勝田委員長** ありがとうございました。この件について御意見、御質問はありますか。 (「なし」との声あり)
- ○勝田委員長 では、お諮りします。議案第86号土浦市農業センターの指定管理者の 指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第86号は、原案どおり決しました。 続いて議案第87号土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定について、執行部から 説明願います。
- ○羽成商工観光課長 議案書151ページをお願いします。議案第87号土浦市国民宿舎水郷の指定管理者の指定についてです。こちらは、霞浦の湯に係る指定管理となっていまして、現在、一般財団法人土浦市産業文化事業団を指定管理者として指定しているところですが、令和3年3月31日をもって指定管理の期間が満了となることから、新たに令和6年3月31日までの3年間の指定を行うものです。指定管理者の選定につきましては、現在の施設管理状況や決算状況などを総合的に判断した結果、施設運営に精通し、今後も適切な維持管理及びサービス向上が見込める土浦市産業文化事業団を引き続き指定管理者として選定するものです。
- ○勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第87号土浦市国民宿舎「水郷」の指定管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第87号は、原案どおり決しました。 続いて議案第88号土浦市レストハウス水郷の指定管理者の指定について、執行部から 説明願います。
- ○羽成商工観光課長 続いて、議案書153ページをお願いします。議案第88号土浦市レストハウス水郷の指定管理者の指定についてです。こちらの施設も、現在、一般財団法人土浦市産業文化事業団を指定管理者として指定しているところですが、令和3年3月31日をもって、指定管理の期間が満了となることから、新たに令和6年3月31日までの3年間の指定を行うものです。指定管理者の選定につきましては、現在の施設管理状況や決算状況などを総合的に判断した結果、施設運営に精通し今後も適切な維持管理及びサービス向上が見込める土浦市産業文化事業団を引き続き指定管理者として選定するものです。
- **○勝田委員長** ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第88号土浦市レストハウス「水郷」の指定 管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 〇勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第88号は、原案どおり決しました。 続いて議案第89号土浦まちかど蔵の指定管理者の指定について、執行部から説明願い ます。
- ○羽成商工観光課長 続いて、議案書155ページをお願いします。議案第89号土浦まちかど蔵の指定管理者の指定についてです。こちらは、まちかど蔵大徳と野村に係る指定管理となっていまして、現在一般社団法人土浦市観光協会を指定管理者として指定しているところですが、令和3年3月31日をもって指定管理の期間が満了となることから、新たに令和6年3月31日までの3年間の指定を行うものです。当施設は、施設運営のみならず観光イベントの実施や観光情報発信、観光宣伝などにも積極的に取り組んでいるもので、今後もこれまでのノウハウを活かし各種観光施策に取り組めるよう、引き続き土浦市観光協会を指定管理者として選定するものです。
- ○勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第89号土浦まちかど蔵の指定管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第89号は、原案どおり決しました。 続いて議案第90号土浦市小町の館の指定管理者の指定について、執行部から説明願い ます。
- ○羽成商工観光課長 議案書157ページをお願いいたします。続いて,議案第90号 土浦市小町の館の指定管理者の指定についてです。現在,一般財団法人土浦市農業公社 を指定管理者として指定しているところですが,令和3年3月31日をもって指定管理 の期間が満了となることから,新たに令和6年3月31日までの3年間の指定を行うも のです。今後も観光をはじめ農業体験等を通じた地域の魅力発信,産業の振興が期待で きることから,引き続き土浦市農業公社を指定管理者として選定するものです。
- ○勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第90号土浦市小町の館の指定管理者の指定 については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第90号は、原案どおり決しました。 続いて議案第91号土浦市霞ケ浦総合公園テニスコートの指定管理者の指定について、 執行部から説明願います。
- ○室町公園街路課長 公園街路課です。議案書159ページをお願いします。土浦市霞ケ浦総合公園テニスコートの指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるため、現在、指定管理者となっている、一般財団法人土浦市産業文化事業団について、施設の利用状況や決算状況などを総合的に判断した結果、今後も適正な維持管理と利用者サービスの向上などが見込まれることから、引き続き土浦市産業文化事業団を指定することをお願いいたします。また、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日とするものです。説明は、以上です。よろしくお願いします。
- ○勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」との声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第91号土浦市霞ケ浦総合公園テニスコート の指定管理者の指定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第91号は、原案どおり決しました。 続いて議案第93号市道の路線の認定について、執行部から説明願います。
- ○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。議案第93号市道の路線の認定につきまして、御説明いたします。議案書ナンバー2の163ページをお願いいたします。今回、市道の認定案につきましては、西真鍋20号線の1路線でございます。市道認定路線の概要でございますが、開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が敷設され、舗装も完了しております。おそれ入ります。167ページをお願いいたします。西真鍋20号線は、土浦合同庁舎南側に位置します、西真鍋地内におきまして、株式会社朝日コーポレーションによります開発面積約2、800平米、11区画の宅地分譲地内に幅員6.0メートル、延長62.36メートルの市道を認定するものでございます。以上、1路線の市道認定につきまして、よろしくお願いいたします。以上でございます。の勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。
- **〇内田委員** 今まで、開発業者を入れてほしいということで文書に書かれていたけれど も、今回はなかった。口頭では言ってくれたけれども、言うのも書くのも一緒ですから、 書いておいたらどうですか。
- ○浅岡道路管理課長 事前委員会の資料には記載しておりましたが。
- ○内田委員 ああ、そうか。今回は事前がなかったからか。分かりました。
- ○勝田委員長 よろしいでしょうか。では、お諮りします。議案第93号市道の路線の 認定については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- ○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第93号は、原案どおり決しました。 以上で、当委員会に付託された議案の審査については終了いたしました。次に、報告事項ですが、ここで7分間休憩といたします。
  - (11時3分休憩)
  - (11時10分再開)
- ○勝田委員長 再開します。(1) 専決処分の報告について、執行部から説明願います。 ○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。資料1専決処分の報告について、御説明いたします。本来は事前委員会で説明する予定でしたが、今本委員会にて説明させていただきます。今回の報告につきましては、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解2件でございます。1ページをお願いいたします。1件目でございますが、事故の発生日時と場所につきましては、令和2年7月14日の午後8時20分頃、2ページに添付いたしましたコカ・コーラ茨城工場の東側であります、土浦市神立中央五丁目4716番1地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が

市道 I 級18号線を走行中に、陥没箇所に車体が接触し、3ページの下にあります写真のとおり車両のフロントバンパー及びサイドステップを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、21万2、212円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、3ページの上にあります写真が現場状況でございますが、陥没した箇所につきましては、直ちに補修をいたしております。2件目でございますが、4ページをお願いします。事故の発生日時と場所につきましては、令和2年7月21日の午後2時頃、5ページに添付いたしました旧宍塚小学校の西側であります、常磐自動車道の隧道で、土浦市宍塚1025番1地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が市道Ⅱ級11号線を走行中に、陥没箇所に接触し、6ページの下にあります写真のとおり前輪右側のタイヤを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、8、890円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、6ページの上にあります写真が現場状況でございますが、陥没した箇所につきましては、直ちに、補修をいたしております。説明につきましては、以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」の声あり)

- ○勝田委員長 それでは、(2) 入札案件について、執行部から順次、説明願います。 ○佐藤農林水産課長 資料2をお願いします。こちらにつきましては、身近なみどり整備推進事業でございます。こちらについては1図にありますように、田村町の森林0.59ヘクタールでございます。身近なみどりにつきましては、森林湖沼環境税の財源を活用した事業でございまして平成20年度が創設でございます。荒廃した身近な森林の復元、整備を進めるというもので、未有林を対象にしているものでございますが、事業としては市の事業となりますことから、市から委託するものでございますが、事業としては市の事業となりますことから、市から県に請求するものでございます。委託概要、予定価格は、右下記載のとおりでございます。続きまして2ページでございますが、下坂田地区の排水整備工事でございます。たちらは水路をコンクリートのU字型のフリュームで敷設工事を行っていくものでございます。位置図に工事箇所とございますが、一部民地に既にヒューム管が敷設されていることから、そのヒューム管に土水路をつなげていくというものでございます。概要、予定価格は、右下記載のとおりでございます。以上でございます。
- ○草間道路建設課長 道路建設課でございます。引き続き、入札案件について御説明いたします。道路建設課の入札案件につきましては、2件ございます。3ページをお願い

いたします。市道木田余156号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、国道354号バイパスの南側で、JR常磐線の南東側に隣接する木田余地内の生活道路でございます。工事概要としましては、延長260メートル区間におきまして、現況幅員2.5から4.3メートルの道路を、計画幅員4.0から5.1メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を布設し、舗装を整備する工事でございます。続きまして、4ページをお願いいたします。国道6号10号橋外長寿命化補修設計及び耐震補強実施設計業務委託でございます。委託の場所につきましては、4ページが板谷六丁目地内にあります橋長30メートル、幅員6.5メートルの国道6号10号橋、次の5ページが永国地内にあります橋長29メートル、幅員3.3メートルの国道6号1号橋でございます。委託概要としましては、国道6号を跨ぐそれぞれのコンクリート製の橋につきまして、長寿命化工事のために必要な補修設計と、耐震補強工事に必要な実施設計をあわせて実施するものでございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

〇和田下水道課長 下水道課でございます。同じく,資料2の入札案件につきまして,6ページをお願いします。市単公下第8号中村第二処理分区公共下水道(汚水)工事でございます。この工事は,右籾地内における,私道の下水道整備要望に係る工事でございます。工事内容につきましては,口径200ミリの汚水管渠を,24.5メートルの区間,整備する工事でございます。下水道課は,以上1件でございます。よろしくお願いします。

○室町公園街路課長 公園街路課です。 7ページをお願いします。委託件名沼知公園樹木剪定業務委託,委託期間は契約日の翌日から50日間。委託内容ですが,霞ヶ浦医療センター側に伸びている樹木8本の剪定です。説明は,以上です。

○黒須水道課長 水道課でございます。同じく入札案件8件について、御報告いたします。位置図8ページをお開き下さい。配水管の新設工事でございます。工事箇所は、中村南五丁目地内で、これまで市の給水区域外でありました中村簡易水道事業区域が前年度より本市の給水区域に編入されたことに伴い、この地区の配水管整備を行うための工事でございます。工事延長は、560.6メートル、口径ファイ50から150ミリの管敷設工事でございます。続きまして、位置図9ページをお願いたします。こちらも中村簡易水道事業編入に伴います配水管の敷設工事でございます。工事延長は、441.9メートル、口径ファイ50ミリから150ミリの工事でございます。続きまして、位置図10ページをお開き下さい。配水管の敷設替え工事でございます。工事箇所は、中村南二丁目地内外で、昭和53年当時に敷設した水道管が、これまで約42年が経過しており、経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、敷設替えを行うものでございます。位置図11ページをお願いたします。配水管の敷設替え工事でございます。工事箇所は乙戸南2丁目地内で、昭和48年当時に敷設した水道管がこれまで約47年が

経過しており、経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、敷設替えを行うものでございます。続きまして、位置図12ページをお開き下さい。こちらも配水管の敷設替え工事でございます。工事箇所は木田余地内で、昭和37年当時に敷設した水道管が、これまで約58年が経過しており、経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、敷設替えを行うものでございます。続きまして、位置図13ページをお願いたします。配水管の敷設替え工事でございます。工事箇所は富士崎一丁目地内外で、昭和36年当時に敷設した水道管がこれまで約59年が経過しており、経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、敷設替えを行うものでございます。続きまして、工事箇所は、小岩田東一丁目地内外で、平成30年度より進めております右籾送水管の敷設替え工事でございます。説明は以上でございます。

- ○勝田委員長 ありがとうございました。御質問等はありますか。なきようであれば、 (3)土浦港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施結果に ついて、執行部から説明願います。
- ○飯泉都市計画課長 はい、委員長。都市計画課でございます。続きまして資料3土浦 港周辺広域交流拠点整備事業に係るサウンディング型市場調査の実施結果につきまして、 説明をさせていただきます。それでは,資料3の1ページをお願いいたします。1番の サウンディング実施の経緯について、でございますが、本市が所有しております川口二 丁目地区の京成ホテル跡地につきましては、官民連携による水辺空間の賑わい創出の検 討を進める中、民間活力の導入による土地活用に向けまして、民間事業者との対話を通 じて広く意見・アイディア等をうかがうと共に、事業への参入意向や本地区への進出条 件等を把握するため、実施したものでございます。2番の実施スケジュールにつきまし ては,8月25日から10月末まで受付を行い,11月13日までの期間,意見交換等 を実施いたしました。その結果につきましては、本日、産業建設委員会の皆様に御報告 の後,市のホームページ等で結果概要の公表を行うものでございます。3番の参加者と いたしましては、4者から意見交換の参加申込がございました。4番の結果につきまし ては,2ページをお願いいたします。事業者Aの事業イメージといたしましては,マリ ーナを拠点とした各種スポーツアクティビティ、飲食施設、イベント広場としての活用 でございます。事業者Bにつきましては,自転車向けコースの設置や大会の開催,誘致, 事業者Cにつきましては,飲食・宿泊施設を始め,マリーナを活用したマリンスポーツ アクティビティ、事業者Dにつきましては、温浴・飲食・スポーツ施設のほか、湖上スポ ーツなどによる活用でございます。その他、事業手法やオープンまでの時期、行政に期 待する支援等につきましては、記載のとおりでございます。おそれ入りますが、1ペー ジにお戻り願います。一番下の5番、サウンディング結果を踏まえた今後の方針でござ います。今回のサウンディングにより、民間事業者の皆様から貴重なご意見・ご提案を

いただきましたので、市民の皆様や観光客が水辺に親しむことができる魅力ある空間となるよう、コロナの状況を見ながらとなりますが、今後の事業の進め方につきまして、 検討を進めてまいりたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

**○勝田委員長** ありがとうございました。御質問等はありますか。よろしいでしょうか。 では,(4)第2次土浦市水道事業基本計画(案)策定の概要について,執行部から説明願います。

○黒須水道課長 水道課でございます。報告事項、(4)の第2次土浦市水道事業基本計 画(案) 策定の概要について、別添資料4にございます概要版(案)にもとづき、御説明 申し上げます。まず2ページを御覧ください。計画策定の背景と目的でございます。本 市の水道事業は、市民の皆様に安全・安心な水を安定的に供給するため、日々運営を図 っておりますが、その指針となる土浦市水道事業基本計画を平成16年度に策定し、平 成25年度には、水道事業を取り巻く環境の変化や東日本大震災の経験等への対応を踏 まえて土浦市水道事業後期基本計画を策定いたしました。これまで,後期基本計画に従 って施設更新を進めてきましたが、現在、計画目標年度である令和2年度を迎え、本市 水道事業を取り巻く環境の変化に対応し、将来的にも持続可能な水道事業を構築するた めの今後の基本方針を取りまとめました。続きまして、4ページを御覧ください。表1 -2に平成25年に策定致しました現計画であります後期基本計画からの変更点を取り まとめました。その主なものといたしましては,まず1点目計画期間でございますが, 令和3年度から令和17年度までの15年間といたしました。2点目としては, 簡易水 道事業区域の編入に伴います,給水区域の変更増でございます。土浦市行政区域全域が 給水区域になりました。3点目としては、計画給水人口の減でございますが、これは近 年における少子高齢化の急速な進行により、我が国の総人口は確実に減少することが明 らかになっており、社会経済の動向から見ましても本市の人口が、今後他の都市と比較 して著しく増加することを予測することは、厳しい状況にあると考えられます。このよ うなことから,計画給水人口は,現在の基本計画の13万5,800人から,目標の令 和17年度には12万4,400人と,1万1,400人ほど減少すると見込まれます。 4点目の計画1日最大給水量につきましても、給水人口の減少はもとより、企業や一般 家庭におきましても節水の機運が、年々高まり、その結果、令和17年度には1日当た り約6,500立方メートルほど減少するものと推測されます。5点目といたしまして は、大岩田配水場をはじめ、市内4つの浄配水場の各設備等について、今後の水需要や 経済比較等により設備更新計画の見直しを図りました。6点目といたしましては、表一 番下の所 配水管整備の中、老朽管更新につきまして、これまでの耐用年数を、一律4 〇年ではなく、管種・口径・地盤状況を踏まえ設定した新たな耐用年数を基準とし、老 朽管更新計画の見直しを図りました。続きまして、6ページから10ページにつきまし ては、市の事業概要でございます。地域の特性・水道事業の沿革・施設の概要・水道料金 等をお示ししてございます。8ページの送配水フロー図を御覧ください。図の上段右側 に表示してございます、土浦市全体受水量の1日当たり5万8,200立方メートルは、 現在、市と県との間で交わしております、契約受水量でございます。続きまして、12 ページから15ページにつきましては、水需要の予測でございますが、13ページを御 覧ください。給水人口及び給水量の見通し等をお示ししてございます。その給水人口の 推計ですが、平成21年から平成30年度までの過去10年間の実績値をベースに、目 標年度であります令和17年度の計画給水人口を推計いたしました。行政区域内人口の 将来値は本市の最新の人口推計値である第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジ ョンの将来人口を用いるものとし、実績値と同様な緩やかに減少するものと思われます。 また、給水人口につきましても、行政区域内人口と同様に減少して行く見通しでござい ます。次に計画給水量でございますが15ページを御覧ください。図3-4にございま すように, 令和17年度にかけて, 給水人口に比例して緩やかに減少して行く見通しで, 一日最大給水量で平成30年度の実績値に比べまして、令和17年度は、1日当たり約 3,400立方メートルほど減少すると思われます。続きまして,17ページから21 ページにつきましては、事業の現状と課題でございます。まず17ページを御覧くださ い。給水人口・給水量ですが、前章で御説明したとおり、今後緩やかに減少していく見 通しでございます。このことにより各配水場の施設能力の余裕分が多くなると見込まれ ますことから、施設能力の適正化を検討して参ります。続きまして、18ページをお願 いいたします。水道施設でございます。まず水源につきましては、県南西広域水道用水 供給事業から、すべての水を受水しているところございます。また、契約水量につきま しては、実際の受水量に乖離があるため、県と協議を行い契約受水量の削減に努力して まいります。次に18ページ中段から21ページにつきましては,施設・設備・管路に おける、今後の課題とその対応について、取りまとめたもので、特に施設及び管路の耐 震化などの水道基盤の強化を図ってまいります。続きまして、23ページから30ペー ジまで施設計画をお示ししてございます。24ページを御覧ください。施設運用計画で すが、これは、各配水場の運用管理をより効率的に行うため後期基本計画より、進めて おります配水ブロック化計画でございます。現在、大岩田高区と右籾配水ブロック間以 外のエリアにつきましてはブロック化が完了しています。大岩田高区と右籾配水ブロッ ク間のブロック化に付きましても引き続き整備工事を行い、ブロック化を進めて参りま す。続きまして25ページから26ページには,市内にあります4つの配水場の整備計 画をまとめたもので、計画期間であります令和17年度を整備目標としております。続 きまして27ページから29ページにつきましては,老朽管の更新計画でございます。

後期計画では管の耐用年数は40年とされておりましたが、管種、口径、地盤状況を踏まえ設定した新たな耐用年数を基準とした老朽管更新計画の見直しを図りました。最後になりますが30ページを御覧ください。年度別事業計画でございます。令和3年度から17年度までの主なものといたしましては、大岩田配水場と新治配水場の受変電設備や発電機関係設備の更新がございます。また送水管および老朽管の更新は、令和17年度以降も計画的に推進して行きたいと考えております。次に別紙をお願いいたします。第2次土浦市水道事業基本計画(案)のパブリック・コメント実施についてでございます。先月予定されておりました、事前委員会の中止に伴いまして、御説明が行えず、順番が逆になってしまい大変申し訳ありませんが、ただ今御説明させていただきました概要版(案)を基に、パブリック・コメント制度により広く市民の皆様からのご意見をお聞きしたいと考え、実施期間を12月7日から12月28日までの22日間とし、市広報誌やホームページへの掲載、各支所・出張所などでの公表により、パブリック・コメントを現在実施させていただいていております。説明は、以上でございます。

- ○勝田委員長 ありがとうございました。御質問等はありますか。
- ○柏村委員 説明は、分かりました。8ページの県企業局との契約、土浦全体の受水量、これはその後に説明があるように減らしていくと。例えば15ページに、最大給水平均。これ減りますけども、県の企業局とのこの数字を、こちらの努力により減らしていくことができるんですね。県との契約を。
- ○黒須水道課長 今の御説明の中で、県南と県西を合併した中で、県南の余剰分の水量を県西の足りない地区に融通する計画がございまして、その中で一部、令和9年度をめどに県の方で土浦市の余剰分の削減をしていただけるということになってございます。そのほかにつきましても、毎年要望をさせていただいていて、なるべく乖離の部分がないような形で努力して参ります。
- ○柏村委員 今説明があった県南と県西、県西のほうは今事業として、隣の県に影響があってその事業がまだ終わっていないんですがそのもともとの県西の方が大きく変わろうとしているときに、今の説明で矛盾はないんでしょうか。
- ○黒須水道課長 はい、県の水政課の説明は、私が今、御説明させていただいたような 県南、県西の統合という形をとっているということでございます。
- ○柏村委員 はい、分かりました。
- **〇内田委員** 令和9年に県の方で統合して、土浦の乖離した分を減らしてくれるということなんだけれども、それは立米と単価をかければ料金になるんでしょうけれど、金額にしてどのぐらいの減になるんですか。
- ○**黒須水道課長** 今年の3月の議会で御報告させていただきましたが、約7,000万 以上の減額を見込んでございます。

- ○内田委員 ということは、歳出が7,000万安くなるということだな。
- ○黒須水道課長 そのとおりでございます。県のほうの料金体制が二部料金体制という 形になったございまして、今、お話しさせていただいてるのは基本料金の中の減という 形でございます。
- ○内田委員 ということは、毎年今の状況で売上があって工事をやっていけば、毎年7、000万円の利益がでてくるということでいいのかな、会計上は。そうすると、これをいわゆる借金の返済に回すのか、設備の先行投資に回していくのだとか、それ以降の問題としては、まだここには書いていない。その辺も今後充分検討して、いずれにしても超最優秀会計ですから。そこにさらに7、000万以上の金が浮いてくるということなので、この辺は長期的に行って、老朽化の問題があるから将来に投資していかなければならない。土浦市はこういう状態だということを逆に市民に訴えたらという意見です。
- ○勝田委員長 ほかになきようであれば、(5)土浦農業振興地域整備計画の見直しについて、執行部から説明願います。
- ○佐藤農林水産課長 農林水産課でございます。資料のほうは別添5番の土浦農業振興 地域整備計画の見直しについて、をお願いしたいと思います。1ページでございます。 概要ですが、農業地域整備計画というものは、国、県が定めた基本方針に基づいて市の 方で定めます。この中でも市町村は農業振興の方向性と土地利用の方向性等の用地とし て利用すべきその区域、農業地区域を定めることになっているということでございます が、今般、御報告させていただく理由としましては、2番の見直しの趣旨というところ でございますけれど、昭和46年策定して定期的に見直しを行っております。前回の見 直しについては、平成27年に行われておりまして、5年ごとに基礎調査を行って、全 面的な見直しをすることとされているところでございます。それに加えまして、3番の 関連事項ですが、総合見直しを行うに際しましては、検討・協議を行いながら進めてい くところでございまして、協議に当たっては、通常は年に3回の随時の見直しというも のをしているところでございますが、双方見直しの際におきましては県と連携して集中 的に見直しを行うことになりますことから、現在の農業用地区域を確定した状態で進め ていくことになります。このため、今回農林水産課ではその旨を広報紙、ホームページ を通じて市民の方、事業者の方に周知を図っていくという事でございます。御報告いた します。なお、受付の休止期間となりますが、県との協議状況により変更となる可能性 がございますが、休止期間も除外申請に向けた事前相談については継続して相談につい ては受け付けているというものでございます。こちらにつきまして、必要がある場合は、 委員の皆様には経過等の御報告をさせていただきまして,令和4年1月に縦覧,3月に 確定とし、同時に本委員会で最終の報告をさせていただく予定とさせていただいており ます。説明については以上でございます。

- ○勝田委員長 ありがとうございました。御質問等はありますか。他になきようであれば、続きまして(6)工事発注状況報告については、各自、資料を御覧いただきますようお願いします。その他、執行部からありますか。
- 〇和田下水道課長 下水道課でございます。本日、お手元にお配りしております。雨水 貯留施設設置補助事業の廃止についての資料をお願いします。この事業は、近年、全国 的に発生しております降雨時の浸水被害抑制の一つとして本市におきましても国からの 補助金の活用により各御家庭において100リットル以上の雨水貯留施設を新設する場合に、設置費用の2分の1、限度額として3万円以下の上限を設けたうえで、平成26年度より雨水貯留施設の設置補助を行ってまいりましたが、資料に記載させていただきましたとおり、初年度の63件から今年度までの設置実績は、年々減少してきた状況でございます。つきましては、平成28年度から今年度までにおきまして、いったん補助事業計画期間の節目となります5年度目を迎えますことから、当事業の雨水対策としての主旨における検証結果から、令和2年度の実施をもって事業廃止とさせていただきたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。下水道課は、以上でございます。
- ○勝田委員長 その他,ありますか。
- ○船沢都市産業部長 執行部からは、以上でございます。
- ○勝田委員長 以上で、産業建設委員会を閉会します。